

## 熊本県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 熊本県（以下「県」という。）は、「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱」（令和7年1月26日付け障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知及び令和7年1月26日付けこ支障第447号こども家庭庁支援局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的として、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及びこの要項の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、本事業の補助額について、当該補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）が、熊本県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に送付する請求情報による障害福祉サービス等報酬総額（以下「報酬総額」という。）に基づき、国保連が算定した額とされる仕組みであることに伴い、補助金交付に係る事務の一部を国保連に委託する。

### (補助の対象)

第2条 補助の対象は、国実施要綱「4 対象事業所及び対象者」の要件を満たす施設・事業所等とする。なお、計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所は対象外とする。

### (補助額等)

第3条 補助額の算出方法は、国実施要綱「5 補助額」によるものとし、補助額は、補助事業者が国保連に送付する基準月の障害福祉サービス等報酬総額の請求情報に基づき、国保連が算定した額とする。

なお、基準月は、原則、令和7年1月とするが、1月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなどには、令和8年1月から3月までの任意の月に変更することができるものとする。

ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和8年3月末日までに生じ、令和8年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

また、施設・事業所等に医療型障害児入所施設及び福祉型障害児入所施設（以下「障害児入所施設等」という。）を含む補助事業者については、国保連が算定した額に補助事業者が児童相談所へ送付する基準月の障害児施設措置費及び給付費（以下「措置費

等」という。)の請求情報に基づき、算定した額を含めた額を補助額とする。

(補助金の交付対象事業者の決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、熊本県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金の交付決定及び支払に係る申請書兼請求書及び留意事項に対する同意書(様式1)(以下、「同意書等」という。)及び障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業計画書(様式2)(以下、「計画書」という。)を知事が別に定める日までに提出することとし、知事は、当該計画書の内容を審査のうえ補助金を交付すべき事業者として適当と認めたときは、補助金交付対象事業者決定通知書(様式6)を申請者に交付するものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条に規定する交付申請は、第4条により決定された補助金交付対象事業所が、知事に提出した同意書等及び基準月の報酬総額及び措置費等の請求情報を国保連及び児童相談所等に送付することをもって行ったものとする。

(変更の届出の届出)

第6条 補助事業者は、国実施要綱8「(4)都道府県知事への変更の届出」①～③に該当することとなった場合は、同項に基づき、変更届出書(様式4)を知事に提出するものとする。

(特別事情届出書の届出)

第7条 補助事業者は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、国実施要綱8「(5)特別事情届出書」に基づき、特別な事情に係る届出書(様式5)を知事に提出するものとする。

(補助金の交付及び交付決定)

第8条 知事は、第3条の規定に基づく交付においては、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定したうえ、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付決定通知書(様式7)を補助事業者に交付するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告は、障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実績報告書(様式3)により、別に知事が定める日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、交付確定通知書（様式8）により行うものとする。

（補助金の請求）

第11条 規則第16条に規定する補助金の請求は、第5条に定める同意書等及び基準月の報酬総額及び措置費等の請求情報を国保連及び児童相談所等に送付することをもって行ったものとする。

（検査及び報告等）

第12条 知事は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて補助事業者に対し検査、報告その他必要な措置を求めることができる。補助事業者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第13条 補助事業者は、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第14条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和8年2月12日から施行する。